

- 【表紙】
- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長 殿
- 【提出日】 平成29年4月19日提出
- 【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社
- 【代表者の役職氏名】 取締役社長 岩本 信之
- 【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
- 【事務連絡者氏名】 山村 政  
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
- 【電話番号】 03-5555-3111
- 【届出の対象とした募集内  
国投資信託受益証券に係る  
ファンドの名称】 ダイワ日本国債ファンド（年1回決算型）
- 【届出の対象とした募集内  
国投資信託受益証券の金  
額】 継続申込期間（平成28年6月4日から平成29年6月2日まで）  
10兆円を上限とします。
- 【縦覧に供する場所】 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年6月3日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の関係法人に係る記載事項に訂正があるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

原有価証券届出書の記載事項を、＜訂正後＞の内容に訂正・更新します。

### 第三部 【委託会社等の情報】

#### 第2 【その他の関係法人の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

#### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### (1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成28年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

##### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 （平成28年 3月末日現在）	事業の内容	
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。	
いちよし証券株式会社	14,577		
岩井コスモ証券株式会社	13,500		
S M B Cフレンド証券株式会社	27,270		
株式会社S B I証券	47,937		
岡三証券株式会社	5,000		
岡三にいがた証券株式会社	852		
高木証券株式会社	11,069		
東海東京証券株式会社	6,000		
東洋証券株式会社	13,494		
日の出証券株式会社	4,650		
松阪証券株式会社	100		
水戸証券株式会社	12,272		
むさし証券株式会社	5,000		
楽天証券株式会社	7,495		
ワイエム証券株式会社	1,270		
株式会社愛知銀行	18,000		銀行法に基づき銀行業を
株式会社あおぞら銀行	100,000		
株式会社青森銀行	19,562		

株式会社北九州銀行	10,000	営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759	
株式会社静岡中央銀行	2,000	
湘南信用金庫	25,126	(注1)
全国信用協同組合連合会	59,155	(注2)
ソニー銀行株式会社	31,000	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社第三銀行	37,461	
株式会社大東銀行	14,743	
株式会社千葉銀行	145,069	
株式会社中京銀行	31,844	
株式会社東京都民銀行	48,120	
株式会社東北銀行	13,233	
株式会社栃木銀行	27,408	
株式会社富山第一銀行	10,182	
株式会社三重銀行	15,295	
株式会社みずほ銀行	1,404,065	
株式会社もみじ銀行	10,000	
株式会社八千代銀行	43,734	
株式会社山形銀行	12,008	
株式会社山口銀行	10,005	
株式会社山梨中央銀行	15,400	

(注1) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注2) 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

## 2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

## 3 【資本関係】

委託会社は、むさし証券株式会社の株式を41,500株所有しております。

### <再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成28年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。